平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24 年度決算に基づく伊勢原市の健全化判断比率を次のとおり報告します。

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
-	-	5 . 6	128.5		

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担 比率が算定されない場合は、「 - 」を表示しています。

2 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく伊勢原市の資金不足比率を次のとおり報告します。

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	-

備考 資金不足額がない場合は、「 - 」を表示しています。

【平成24年度決算に基づ〈健全化判断比率等】 (参考資料)

早期健全化基準・・・・自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、 から のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て 策定し、総務大臣に報告します。

財政再生基準・・・・国の関与による確実な再生を図るため、からのうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

一般会計等・・・・本市の場合、一般会計に用地取得事業特別会計を加えたものですが、平成24年度決算においては、一般会計が対象となります。

(%)

区分	指標の説明	伊勢原市の 比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とし		·	:
	た実質赤字の標準財政規	-	12.58	20.0
	模に対する比率			
連結実質赤字	全会計を対象とした実			
比率	質赤字(又は資金不足	-	17.58	30.0
	額)の標準財政規模に対			
	する比率			
実質公債費比	一般会計等が負担する			
率	元利償還金及び準元利償	5.6	25.0	35.0
	還金の標準財政規模に対			
	する比率			
将来負担比率	一般会計等が将来負担			
	すべき実質的な負債の標	128.5	350.0	
	準財政規模に対する比率			

公営企業の経営健全化基準 ・・・・公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

なお、地方財政健全化法上の資金不足比率の対象となる会計は、伊勢原市の場合、 下水道事業特別会計です。

(%)

			(' ' '			
資金不足比率	公営企業における資金	業における資金 (経営健全化				
	不足額の、事業規模に対	-	20.0			
	する比率					

			由 							
LL (%)			区分	決算額(単位:千円,%)	:算額(単位:千円,%)		尺			
健	全	化判断比率の状況 率 で で で	赤字比率 %)	_		公債費充当一般財源等(繰上償還額及び満期一括地方債の 元金に係る分を除く)(1)	1, 763, 691	(3)	の内訳	決算額 (千円)
市町村:	コード	1/21/0	責費比率 %)	5. 6		満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額)等(2)	0	下水	道事業	906, 014
市町	村名	母執 百古 将来負	¹ 128. 5			公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金(3)	920, 477	駐車:	————— 場事業	14, 463
.,,,,,,	., .		<u>(4</u>	120. 0		一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる。	46, 457	MJ —	· 初于 木	11, 100
		工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	決算額(単位:-	上田 06)		れる補助金又は負担金 (4) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの (5)	140, 568			
繰上	- 슈[用額(A)	八并识(千世)	(<mark>)</mark> 分	- 時供 1 全の利之 (6)	7, 075			
		延額(B)		(子	災害復旧費等に係る基準財政需要額(7)	1, 276, 485			
		越額(C)		(0	(7)のうち準元利償還金に係るもの(8)	576, 088	/ -	\	決算額
		玫規模(D)		18, 297, 226	6	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(9)	212, 662	(5))の内訳	(千円)
実質	員赤	字比率 ((A)+(B)+(C))/(D)		_	-	(9)のうち準元利償還金に係るもの(10)	0	日学	**************************************	0
		連結実質赤字比率		資金不足比率		密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(11)	0	国営事業等負担金		U
		区分	決算額(単位:千円,%)	(%)		密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	0	マ の	他の事業	140, 568
実	-				1	(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る) (12)		· (0)		
実質収支	般	一般会計(1)	817, 178			小計(((1)~(6))-((7)~(1 2)))【A】	813, 033	3	22年度	5. 9
	計	双去日 (1)	017, 170			標準財政規模(13)	18, 297, 226	カ	23年度	6. 1
	等				分	[(7)~(12)の額(14)	2, 065, 235	年	24年度	5. 0
資金余剰額	#	±			母	小計 (13) - (14) 【B】	16, 231, 991	平	実質公債費	5. 6
金	法非				実	質公債費比率(単年度)【A】/【B】×100	5. 0	均	比率	0. 0
余	適	下水道事業特別会計 (2)	95, 955	_	平 将来負担比率					
宋						区分	決算額(単位:千円,%)		左の内記	尺
谼						24年度末一般会計等の地方債現在高(1)	27, 324, 929	(3	の内訳	将来負担額
		国民健康保険特別会計(3)	305, 988		将	債務負担行為に基づく支出予定額(2)	7, 264, 422	(3)	/ OJPYDK	(千円)
			300, 000		/ 来	『□一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額(3)	12, 383, 747	下 zk :	道事業	12, 370, 585
		駐車場事業特別会計(4)	0	l /	負	組合等の地万債の元金償遠に対する本市の負担見込額(4)	2, 190, 188	1.71	但	12, 070, 000
	L	一种 一	プネリが名前 ヾ・´/		4, 942, 102	駐車	場事業	13, 162		
	そ	介護保険特別会計(5)	143, 293	l /	額	<u> 設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額(6)</u>	1, 245, 420	лут — -	初 于木	10, 102
	の	71 BC PRIOR 1977 241 (0)	, 200	/		· 連結実質赤字額(7)	0			
天	他	後期高齢者医療事業特別会計(6)	2, 000	/	0.4	組合等の連結実質赤字相当額のうち本市の一般会計等の負担見込額(8)	0			
貝	特		, 111	/		年度末充当可能基金現在高(9)	1, 312, 776			
女	別			I /	允业	当可能な特定の歳入見込額(10) 大馬現太京第に係る基準財政家再額第3月33額(11)	6, 247, 001 26, 921, 093	 		
×	会 計			/	地	!方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(11) 計(坪平負担額−((9)~(11)))【△】	20, 869, 938			
	計			/	_		, ,			
	-			/	徐	準財政規模(12) 害復旧費等に係る基準財政需要額(13)	18, 297, 226 1, 276, 485	(6)	の内訳	負担見込額 (千円)
				/	<u> </u>	:害復旧費等に係る基準財政需要額(13) (13)のうち準元利償還金に係るもの(14)	576, 088			(111)
	F			/	,	(T3) のりら学ル利債選並に除るもの(T4) 業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(15)	212, 662	伊勢原	市土地開発公社	0
				/	7	(15) のうち準元利償還金に係るもの(16)	212, 002			
(1) ,	~ (7) の額【A】	1, 364, 414	1 /	宓	(T3)のプラ学光利資恩並に係るもの(T6) 度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(17)	0	伊勢原	原市事業公社	1, 245, 420
		o (// Oda [A] p規模 【B】	18, 297, 226	1/	-	皮柵正により基準財政需要額に算入された北州県選並(「//」 	U			
		質赤字比率【A】/【B】×100	- 10, 201, 220	V	_	地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る)(18)	0			
				<u> </u>		計(標準財政規模(12)一算入公債費等(13)~(18))【B】	16, 231, 991			
(注	■ (注) 立成り4年度は、今天の今卦にむいて単字した。ています。				T来負担比率【A】/【B】×100	128. 5				
<u> </u>			14	MINISTER TO BE A TO TO TO THE STATE OF THE S						